

講座Ⅱ 組合運営の基本2

② 混合組合
(手引き第2章-Ⅱ)

1. 職員団体と混合組合

52条1項の職員 ≠ 職員団体の構成員

⇒地公法が適用されない者も職員団体に加入できる

労組法が適用される企業職員および現業職員が職員団体に加入した場合、「混合組合」の問題が生じる

	非現業職員 (行政職等)	現業職員	公営企業職員		特別職 非常勤職員	地方独立行政法人の職員	
			地公企法の 全部適用	地公企法の 一部適用		一般地方 独立行政法人 (非公務員型)	特別地方 独立行政法人 (公務員型)
団結権の 適用規定	地公法	地公法 地公企労法 (→労組法)	地公企労法 (→労組法)	地公法	労組法	労組法	地公企労法 (→労組法)
登録職員団体 への加入	○	○	×	○	×	×	×
労働組合への 加入	×	○	○	×	○	○	○

※いずれの職員も、(非登録)職員団体への加入は妨げられていない

【現業職員の法適用の関係】

現業職員は、公営企業職員とは異なり、地公法が適用されながらも、地公企労法の適用(に基づく労組法の準用)を受ける。

したがって、現業職員は、「地公法上の職員団体」と「地公企労法上の労働組合」のいずれの結成・加入も可能。

地公法上の
職員団体

- ・一般職非現業職員
- ・臨時・非常勤職員(一般職)
- ・再任用職員(非現業)

選択可

地公企労法上の
労働組合

- ・公営企業職員
- ・特定独法職員
(公務員型)

2. 混合組合に関する法解釈



帯広市職労事件(釧路地判1983.7.2)

① 混合組合は、職員団体と労働組合とのいずれの法的性格を有するか？

構成実態に即して、労組法適用組合員が主体となっている場合は労働組合、
地公法適用組合員が主体となっている場合は職員団体と解するべき

問題点

- ◆ 混合組合に所属する少数の現業職員等は、本来、労組法の適用があるにもかかわらず、労働委員会へ救済を求められないことになる
- ◆ また、公平委員会あるいは人事委員会への不利益処分審査請求ができないことにもなる

② 混合組合は、労働協約締結権を有するか？

現業職員が少数の混合組合は、地公法上の職員団体であって、労働協約締結権を有しない

問題点

- ◆ 「職員団体」と判断される混合組合は労働協約締結権を否定される

- ◆ 以上の様な裁判例もあり、混合組合そのものが労組法適格を有するという判例は確立していない
- ◆ 一方で、そもそも現業職員自体が少ない自治体も多く、また、職場が点在するケースもあるので、現業職員が職員団体に加入せざるを得ない実態
- ◆ こうした実態を踏まえると、現業職員が少数の混合組合が労組法上の諸権利を活用できないとするのは不当

3. 自治労としての対応方針

1. 職員団体の登録

- ① 職員団体の登録制度そのものについては、結社の自由原則に反し、団結権を侵害するものとして、問題があるという基本認識
- ② 一方、現行の地公法の制度下においては、在籍専従制度の活用等のために、職員団体登録を行うことは必要

※公務員制度改革における新制度移行(協約締結権付与)での、「認証労働組合制度」への対応として、職員団体登録を進めてきた

2. 職員団体内の評議会の設置

- ① 現業職員が少数の自治体においては、現業職員は職員団体に加入し、職員団体登録をすべき
- ② その上で、現業職員が労組法上の諸権利行使するため、職員団体内部に「現業評議会」を設置する

【現業評議会】

職員団体の組織内で、現業職員のみを構成員とする相対的に独立した組織。以下の要件を満たせば、労組法上の労働組合とみなされる

- ① 独自の規約をもつこと
- ② 独自の財政基盤をもつこと
- ③ 評議会総会で役員を選出

評議会は、団体交渉の主体になること、不当労働行為の申立、労働協約の締結が可能となる
(徳島県池田町職現評事件)

【参考】職員団体登録制度と国際労働基準

- 職員団体登録制度について、かつて総評は、「團結権を侵害するもの」と捉え、非登録職員団体が法人格を保有できないこと、登録の効力停止や取り消しが労働組合そのものの解散や活動停止に近い効果を持つとして、「ILO87号条約違反である」と指摘(1968年2月)
- これに対して、ILOは、現行法は、条約上問題があり、法を再検討すべきことを日本政府に要請(1973年3月)
- その後、法人格付与法が成立し(1977年5月)、課題は、自治労(本部)の法人格取得問題に移行したが、自治労が2002年に法人格を取得したことにより、この課題も解決
- その後、ILOに対する提訴(2002年2月)以来、連合は、①地公法における「同一の地方公共団体」規定による制約、②在籍専従の不許可、③交渉応諾義務の不存在、などを理由に、「登録職員団体制度は結社の自由原則に反している」との意見書をILOに送付
- これに対し、ILOは「地方レベルにおける登録制度を修正し、公務員が事前承認に等しい処置にとらわれることなく自らの選択に基づく団体を設立することが出来るようすること」を日本政府に勧告した(第329次報告=2002年11月)が、第340次勧告(2006年)以降の勧告では、言及がない